

会議の概要(議事録)

会 議 の 名 称	(番号) 2-10	令和5年度墨田区学童災害共済審査会		
開 催 日 時	令和5年12月19日（火）			
開 催 場 所	墨田区役所11階 教育委員会室			
出 席 者 数	9人 【委員】 坂井ユカコ 田口哲也 小澤裕二 森村聡彦 杉浦伸一 宮本知幸 【事務局】 学務課長 給食保健・就学相談担当主査 給食保健・就学相談担当職員			
会 議 の 公 開 （ 傍 聴 ）	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	----	
議 題	1 委員紹介 2 令和5年度墨田区学童災害共済審査会会長及び副会長の選出 3 令和4年度墨田区学童災害共済事業の実績について 4 令和5年度墨田区学童災害共済事業の現況について			
配 付 資 料	1 墨田区学童災害共済制度の概要 2 令和4年度墨田区学童災害共済実績報告 3 令和5年度墨田区学童災害共済事業経過報告 4 墨田区学童災害共済条例及び施行規則			
会 議 概 要	1 開会及び委員の紹介 2 令和5年度墨田区学童災害共済審査会会長及び副会長の選出 会長は、坂井ユカコ委員、副会長は小武三博委員が選出された。 3 令和4年度墨田区学童災害共済事業の実績報告 前年度の事業実績について承認された。 4 令和5年度墨田区学童災害共済事業の経過報告 本年度（令和5年12月14日現在）の事業実績について承認された。			
所 管 課	教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当（内線5133）			

墨田区学童災害共済制度の概要

1 目 的

墨田区学童災害共済制度は、児童・生徒が学校管理下外の災害において死亡・負傷した場合、保護者に見舞金を送り、その心労を慰めることを目的として作られた制度です。

この共済制度は、加入者の掛金と区の負担金によって運営されています。

2 加入資格（加入できる方）

次に掲げる学校に在学している児童及び生徒の保護者

- (1) 区立小学校又は中学校
- (2) 特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）
- (3) 私立小学校又は中学校
- (4) (1)を除く国公立小学校又は中学校

※(2)から(4)にあつては、区に住所を有する児童及び生徒に限る。

3 掛金及び負担金

加入者1名につき年100円（うち保護者掛金 50円、墨田区負担金 50円）

※生活保護世帯及び就学援助の認定を受けた世帯は、保護者負担金は免除され、区が負担します。

4 見舞金額

死亡の場合 状況に応じて40万円～60万円

負傷の場合 通院・入院の状況と治療期間に応じて2千円～10万円

5 共済期間

本共済制度に加入した日から翌年3月31日までです。

※4月1日に加入資格のある方には、7月20日までに加入申込みいただき、4月1日に遡及して加入資格が適用されます。

6 学童災害共済審査会の開催等

本審査会は、墨田区学童災害共済条例第13条に基づき設置されています。

学校管理下外の災害に係る共済見舞金の給付について、審議を必要とする給付申請があった場合に会長が招集し審査会を開催します。

令和4年度 墨田区学童災害共済事業実績報告

1 加入状況

(1) 学校ごとの一括申込み

14,255人

(内訳) 区立小学校(25校) 10,298人

区立中学校(10校) 3,957人

(2) 個人申込み

5人

(内訳) 区立小・中学校(区外転入含む) 3人

区立以外の小・中学校(区内在住者) 2人

(3) 合 計

14,260人 ①

※うち掛金免除者(生活保護・就学援助) 2,553人 ②

2 令和4年度収支

(1) 収入

1,426,000 円

保護者掛金 11,707人(①－②)×50円 585,350 円

区負担金 840,650 円

(内訳) 加入者分 14,260人①×50円 (713,000 円)

掛金免除者分 2,553人②×50円 (127,650 円)

(2) 支出 (31件 見舞金給付合計額) 622,000 円

(3) 基金への繰入金 804,000 円

3 見舞金給付状況

小学校23件、中学校8件 合計31件 622,000 円

(1) 見舞金別

ア. 学校管理下外での死亡

区分	見舞金の額	件数
①各種団体行事参加中 又は公共施設内での死亡	600,000円	0
②保護者の監督下外での 死亡(①の死亡を除く)	500,000円	0
③保護者の監督下での 死亡(①の死亡を除く)	400,000円	0

ウ. 学校管理下の負傷

(スポーツ振興センター給付対象外)

一律 2,000円	11件
-----------	-----

※診療報酬500点未満のため

イ. 学校管理下外での負傷

等 級	入院を伴う負傷	件数	通院のみの負傷	件数
1等級	100,000円	2	80,000円	0
2等級	80,000円	0	70,000円	0
3等級	70,000円	0	60,000円	0
4等級	60,000円	1	50,000円	0
5等級	50,000円	0	40,000円	0
6等級	40,000円	2	35,000円	1
7等級	35,000円	1	25,000円	1
8等級	25,000円	1	20,000円	3
9等級	20,000円	0	10,000円	8
小 計	7 件		13 件	
合 計	20 件			

(2) 負傷別

種類	小学校	中学校
骨折	9	4
捻挫	3	0
打撲	4	2
挫創・挫傷	3	0
切創・切傷	2	0
裂創・裂傷	0	0
その他	2	2
小 計	23	8
合 計	31 件	

4 学童災害共済掛金・見舞金の過去5年の推移(平成30年度～令和4年度)

年度	加入者数	収入 (掛金＋ 区負担金)	給付件数	支出 (給付金額)	差引額 (収入－支出)	給付率① (加入者数 に対する給 付件数)	給付率② (収入に対 する支出)
平成30年度	13,903人	1,390,300円	38件	1,004,000円	386,300円	0.27%	72.21%
令和元年度	13,997人	1,399,700円	37件	666,000円	733,700円	0.26%	47.58%
令和2年度	14,269人	1,426,900円	24件	986,000円	440,900円	0.17%	69.10%
令和3年度	14,206人	1,420,600円	43件	583,000円	837,600円	0.30%	41.04%
令和4年度	14,260人	1,426,000円	31件	622,000円	804,000円	0.22%	43.62%

令和5年度 墨田区学童災害共済事業経過報告

1 加入状況 (R5.12.14現在)

(1) 学校ごとの一括申込み

13,770人 (内訳) 区立小学校(24校) 9,800人
区立中学校(10校) 3,970人

(2) 個人申込み

31人 (内訳) 区立小・中学校(区外転入含む) 28人
区立以外の小・中学校(区内在住者) 3人

(3) 合 計

13,801人 ①
※うち掛金免除(生活保護・就学援助) 2,451人 ②

2 令和5年度収支 (R5.12.14現在)

(1) 収入 1,380,100 円

保護者掛金 11,350人(①－②)×50円 567,500 円
区負担金 812,600 円
(内訳) 加入者分 13,801人①×50円 (690,050 円)
掛金免除分 2,451人②×50円 (122,550 円)

(2) 支出 (26件 見舞金給付合計額) 566,000 円

3 見舞金給付件数 (R5.12.14現在)

小学校22件、中学校4件 合計26件 566,000 円

(1) 見舞金別

ア. 学校管理下外の死亡

区分	見舞金の額	件数
①各種団体行事参加中 又は公共施設内での死亡	600,000円	0
②保護者の監督下外での 死亡(①の死亡を除く)	500,000円	0
③保護者の監督下での 死亡(①の死亡を除く)	400,000円	0

ウ. 学校管理下の負傷

(スポーツ振興センター給付対象外)

一律 2,000円	13 件
-----------	------

※診療報酬500点未満のため

イ. 学校管理下外の負傷

等 級	入院を伴う負傷	件数	通院のみの負傷	件数
1等級	100,000円	3	80,000円	1
2等級	80,000円	0	70,000円	0
3等級	70,000円	0	60,000円	0
4等級	60,000円	0	50,000円	0
5等級	50,000円	0	40,000円	0
6等級	40,000円	0	35,000円	0
7等級	35,000円	0	25,000円	4
8等級	25,000円	0	20,000円	1
9等級	20,000円	0	10,000円	4
小 計	3 件		10 件	
合 計	13 件			

(2) 負傷別

種類	小学校	中学校
骨折	10	0
捻挫	1	1
打撲	6	2
挫創・挫傷	2	1
切創・切傷	0	0
裂創・裂傷	0	0
その他	3	0
小 計	22	4
合 計	26 件	

○墨田区学童災害共済条例

昭和56年3月31日

条例第14号

改正 昭和57年9月30日条例第36号

昭和61年3月31日条例第22号

平成18年12月8日条例第61号

(目的)

第1条 この条例は、墨田区（以下「区」という。）と学童の保護者との協力の下に学童災害共済制度を設け、学童が放課後、休日等において災害を受けた場合に、保護者に対し見舞金を贈り、もってその心労を慰めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学童 次に掲げる学校に在学している児童及び生徒をいう。ただし、ロ、ハ及びニに掲げる学校にあっては、区に住所を有する児童及び生徒に限る。

イ 区立小学校又は中学校

ロ 特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）

ハ 私立小学校又は中学校

ニ イを除く国公立小学校又は中学校

(2) 災害 次に掲げる事故等以外の原因による負傷及び死亡をいう。

イ 交通事故

ロ 暴風、豪雨、地震、大規模火災その他の異常現象

ハ 本人の重大な過失又は故意の犯罪行為

ニ その他区長が指定する事故等

(3) 学校管理下 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項に規定する学校の管理下をいう。

（昭57条36・平18条61・一部改正）

(共済に加入できる者)

第3条 墨田区学童災害共済（以下「共済」という。）に加入できる者は、学童の保護者とする。

(共済見舞金)

第4条 共済見舞金の額は、次表の範囲内で、災害の程度等に応じ墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額とする。

区分		額
学校管理下外の災害	死亡の場合	600,000円
	負傷の場合	100,000円
学校管理下の災害	独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象とならない災害	2,500円

2 区長は、特に必要と認めるときは、共済見舞金の額を減額することができる。

（昭57条36・昭61条22・平18条61・一部改正）

(共済期間)

第5条 共済期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 共済期間の中途において共済に加入した者の共済期間は、前項の規定にかかわらず、加入した日から直近の3月31日までとする。

(共済期間中の加入資格の得喪と共済の効力)

第6条 共済加入者が、共済期間中において加入資格を喪失したときは、その者の共済の効力は失うものとする。ただし、その者が当該加入の共済期間中に再び加入資格を取得したときは、当該取得日以後の共済期間について、その効力を有するものとする。

(共済掛金)

第7条 共済掛金の額は、学童1人につき年額50円とする。

2 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の適用を受ける者については、共済掛金を免除する。

3 既に納めた共済掛金は、返還しない。

（区の負担）

第8条 区は、次の各号に掲げる額を負担する。

（1） 共済加入者数に共済掛金の額を乗じて得た額相当額

（2） 前条第2項の規定により免除された者に係る共済掛金分相当額

（共済加入の申込み）

第9条 共済に加入しようとする学童の保護者は、規則の定めるところにより、共済掛金を添えて（第7条第2項の規定により免除された場合を除く。）区長に申し込まなければならない。

（共済見舞金の請求期間）

第10条 共済見舞金の請求期間は、次のとおりとする。

（1） 死亡の場合 死亡した日から3月以内

（2） 負傷の場合 治療の終了した日から3月以内

（受給権の取消し等）

第11条 区長は、偽りその他不正の手段により共済見舞金の給付を受けた者があるときは、その受給権を取り消すとともに、既に給付した共済見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡等の禁止）

第12条 共済見舞金の受給権は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（審査会）

第13条 共済見舞金の給付を公正に行うため、墨田区学童災害共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、共済見舞金の給付に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

3 審査会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員9人以内をもって組織する。

（1） 学識経験者

（2） 青少年関係団体の長

（3） 学童の保護者

（4） 学校長

（5） 区の職員

4 委員の任期は1年（補欠委員にあつては前任者の残任期間）とし、委員は再任されることができる。

（基金）

第14条 当該年度の末日における共済見舞金の給付総額と共済掛金の総額及び区の負担額の合計額との収支計算において剰余金が生じた場合、これを積み立て、後年度に共済見舞金の給付財源に不足額が生じたときの補てん財源に充てるため、墨田区学童災害共済基金を設置する。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年3月31日条例第22号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月8日条例第61号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

○墨田区学童災害共済条例施行規則

昭和56年3月31日

規則第12号

改正 昭和61年3月31日規則第10号

平成8年3月28日規則第39号

平成9年4月1日規則第26号

平成16年6月30日規則第38号

令和4年3月10日規則第31号

令和4年7月19日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区学童災害共済条例（昭和56年墨田区条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(共済見舞金の額)

第2条 条例第4条に規定する共済見舞金の額は、別表のとおりとする。

(共済加入の申込み)

第3条 墨田区学童災害共済（以下「共済」という。）に加入しようとする者は、共済加入申込書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 共済の加入日は、共済加入申込書が区長に提出された日とする。

3 7月20日までに区長に提出された共済加入申込書（4月1日に加入資格がある者の共済加入申込書に限る。）については、区長が不適当と認めるものを除き、4月1日に提出されたものとみなす。

(平9規26・平16規38・一部改正)

(共済加入証の交付)

第4条 区長は、共済加入申込書の提出があったときは、加入資格の有無を確認のうえ、共済加入証兼領収書（第2号様式）を申込者に交付する。

(給付申請)

第5条 共済見舞金の給付申請をしようとする者は、共済見舞金給付申請書（第3号様式）に医師の証明書（第4号様式）を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、別表の2に定める9等級又は別表の3に該当する負傷に係る給付申請にあっては、学校長の発行する副申書（第5号様式）をもって医師の証明書に代えることができる。

(給付決定)

第6条 区長は、前条の給付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、共済見舞金給付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

2 前項の給付決定通知書を受けた者は、速やかに共済見舞金給付請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前条の給付申請書の内容に疑義があるとき、その他必要と認めるときは、墨田区学童災害共済審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

(届出事項)

第7条 共済加入者は、次の各号に該当するときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 学童が転校したとき。

(3) その他区長が必要と認めるとき。

(審査会)

第8条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
(令4規65・旧附則・一部改正)
- 2 令和4年度における第3条第3項の規定の適用については、同項中「7月20日」とあるのは「3月31日」とする。

(令4規65・追加)

付 則 (昭和61年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月28日規則第39号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年6月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年3月10日規則第31号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和4年7月19日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

(昭61規10・一部改正)

1 学校管理下外で死亡した場合

区分	共済見舞金の額
(1) 各種団体行事参加中又は公共施設内での死亡	600,000円
(2) 保護者の監督下外での死亡((1)の死亡を除く。)	500,000円
(3) 保護者の監督下での死亡((1)の死亡を除く。)	400,000円

2 学校管理下外で負傷した場合

区分		共済見舞金の額	
等級	治療期間	入院の伴う負傷	通院のみの負傷
1等級	241日以上	100,000円	80,000円
2等級	211日以上240日以下	80,000円	70,000円
3等級	181日以上210日以下	70,000円	60,000円
4等級	151日以上180日以下	60,000円	50,000円
5等級	121日以上150日以下	50,000円	40,000円
6等級	91日以上120日以下	40,000円	35,000円
7等級	61日以上90日以下	35,000円	25,000円
8等級	31日以上60日以下	25,000円	20,000円
9等級	7日以上30日以下	20,000円	10,000円

3 学校管理下で負傷した場合 一律 2,000円